

一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会

役員の内任等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会（以下、「この法人」という。）の定款第5章役員、顧問、第22条に規定する役員の内任等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(改定手続)

第2条 本規程を改定する場合は、理事会の決議を経なければならない。

(内任年齢)

第3条 常勤理事、非常勤理事及び非常勤監事のそれぞれについて、内任年齢を次のように定めるものとする。

- 一 常勤理事の内任は、原則として70歳に達するまでとする。  
ただし、会長及び専務理事の職にある者で特別の事情がある場合は、この限りではないが、この場合においても専務理事にあつては72歳に達するまでとする。
- 二 非常勤理事及び非常勤監事の内任は、原則として80歳に達するまでとする。  
ただし、再任者にあつては、82歳に達するまで任命できるものとする。

(運用)

第4条 前条（内任年齢）事項であっても、定款第5章第26条（任期）4項が適用されるものとする。  
2 その他、特に定めない事項については、会長及び副会長が理事会の決議を経てこれを定めるものとする。

(役員名簿の公表)

第5条 この法人の役員名簿等を掲載した名簿（以下「役員名簿」という。）を事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し公表するものとする。

- 2 公表する役員名簿には、次の事項を明記するものとする。
  - 一 各役員の内勤・非常勤の別
  - 二 国家公務員出身者である役員にあつては、その最終官職

付則

- 1 本規程は、一般社団法人の設立の登記の日より施行する。